岡山県立矢掛高等学校軟式野球部後援会規約

(目的)

第1条 この会は、岡山県立矢掛高等学校軟式野球部(以下「野球部」という。)が第59回全国高等学校軟式野球選手権大会に出場するに際し、野球部の支援や経費の援助等を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 この会を、岡山県立矢掛高等学校軟式野球部後援会と称する。

(所在地)

第3条 この会の事務局を、小田郡矢掛町矢掛1776番地2岡山県立矢掛高等学校内に置く。

(会員)

第4条 この会の会員は、本校同窓会、PTA、野球部保護者会、教職員で構成する。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 3名(うち1名は校長とする。)

監 査 若干名

(役員の任期)

第6条 役員の任期は1年間とする。

(役員の職務)

第7条 会長は会を代表し運営する。

副会長は会長を補佐し、会長が欠員の時は会長の職務を遂行する。また、副会長のうち校長の職にある者は、会の会計を遂行する。

(会議)

- 第8条 会の会議は、必要に応じ会長が招集する。
 - 2 会議招集の暇のないとき、又は会長が会員に諮るまでもないと判断する平易な事案について は、役員会を招集し決定することができる。この場合は、会長が直近の会議等で会員に報告す るものとする。

(会費)

第9条 この会の運営費は、この会の目的に賛同していただいた方からの寄付金、その他の収入を以て充てる。

(規約改正)

第10条 この会の規約は、会長の招集によって開催された会議に出席した会員の過半数の同意をもって改正することができる。

(解散)

第11条 頭書の目的達成のための事業が完了した時点で、本会は解散するものとする。

附則

第1条 会の役員は次の会員とする。

会 長 川 井 収 治 (矢掛高等学校同窓会会長) 副会長 平 尾 正 一 (矢掛高等学校PTA会長)

』 川 上 公 一 (矢掛高等学校長)

第2条 この規約は平成26年8月13日から施行する。